証券コード　2424
平成30年10月11日

株　主　各　位

名古屋市西区名駅二丁目34番１号
エコールプラザ名駅ビル４F
株　式　会　社　ブ　ラ　ス
代表取締役社長　河　合　達　明

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年10月29日（月曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成30年10月30日（火曜日）午前11時

２．場　　所　　名古屋市中村区名駅二丁目37番７号
ブルーレマン名古屋
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　　第15期（平成29年８月１日から平成30年７月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

議　　案　　剰余金処分の件

以　上

・当日の受付開始時刻は午前10時を予定しております。
・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、議事資料として本招集ご通知を、当日会場までご持参くださいますようお願い申しあげます。
・事業報告及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.brass.ne.jp）に掲載させていただきます。
・株主総会終了後に開催しておりました食事会について、諸般の事情により、本年も開催いたしませんので、あらかじめご了承ください。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年８月１日から
平成30年７月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策を背景に企業収益や雇用環境に改善が見られるものの、個人消費は依然として横ばい圏の推移が続いております。世界経済につきましては、米国の政策動向や世界的な地政学的リスクの高まりなどにより、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社が属するウエディング業界におきましては、少子化の進展・結婚適齢期人口の減少を背景に、挙式・披露宴件数は緩やかな減少傾向にあります。また、業界全般的に施設への集客数が低下しており、受注競争は更に激化していくことが予想されます。一方で、ハウスウエディングの需要は底堅く推移し、挙式・披露宴にかける費用は年々増加傾向にあります。

このような状況のもと、19号店「オリゾンブルー」（静岡県沼津市）を計画通りオープンするとともに、既存店の売上も堅調に推移いたしました。また、次なる出店を見据えた72名の新卒採用を実施し、集客向上及び顧客満足度向上のため既存店のメンテナンスを充実しました。

この結果、当事業年度の売上高は9,711,990千円（前期比8.3％増）、営業利益は691,180千円（前期比15.5％減）、経常利益は709,336千円（前期比10.5％減）、当期純利益は226,681千円（前期比54.2％減）となりました。

②　設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は1,152,253千円であります。その主なものは、新規店舗開設において、「オリゾンブルー」に587,659千円の投資を実施いたしました。

③　資金調達の状況

新規出店などの成長投資に充てることを目的として、銀行借入により、1,505,000千円の資金を調達いたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 12 期 (平成27年7月期)	第 13 期 (平成28年7月期)	第 14 期 (平成29年7月期)	第 15 期 (当事業年度) (平成30年7月期)
売　上　高(千円)	6,155,652	7,107,401	8,966,816	9,711,990
経 常 利 益(千円)	434,237	574,413	792,933	709,336
当 期 純 利 益(千円)	264,720	317,900	495,208	226,681
1株当たり当期純利益(円)	64円85銭	62円36銭	88円15銭	39円70銭
総　資　産(千円)	5,831,193	7,217,159	8,462,262	9,297,151
純　資　産(千円)	1,438,257	2,560,237	3,153,126	3,322,714

(注) １．売上高には、消費税等は含まれておりません。
２．当社は、平成28年１月５日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、平成28年11月１日付及び平成29年１月１日付でそれぞれ普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の属するウエディング業界は、日本国内の少子高齢化や未婚率の増加などを背景に、挙式・披露宴件数の減少は避けられない状況であります。しかしながら、オリジナルな挙式・披露宴志向の高まりによって、ゲストハウス・ウエディングの市場は、広く支持を集めております。こうしたトレンドを踏まえ、専門式場がゲストハウス・ウエディングへ進出しているほか、受注競争の激化、少人数挙式の需要増等、業界における企業間の競争はますます激しくなると認識しております。

このような状況下において、当社がハウスウエディング事業を核に、中長期的に企業価値を高めていくために、当社は下記の事項を主な課題として取り組んでいく方針です。

①出店について

当社は、東海エリアを中心に19会場を展開しておりますが、競争力の高いゲストハウスの展開は当社事業の根幹であり、出店条件や地域の特異性等、当社が対象とする顧客層を考慮した上で、店舗の採算性並びに資金繰りを検討し、出店候補地を決定しております。今後は建設コストの高騰を踏まえM&A等の出店戦略の多様化を図りながら、より効率的な店舗展開を進めていくことが重要な課題と認識しております。

②人材の確保と育成

当社の主役ともいうべきウエディングプランナーは新卒を採用し、育成していく方針です。入社後は定期的な社内研修等を実施することにより、顧客ニーズに対応できる接客力を向上させておりますが、スタッフ育成には一定の教育期間を要するため、事業展開と人材採用・育成とのバランスをとりながらサービスの維持・向上に努めてまいります。

③衛生管理の強化

当社の各会場は、食品衛生法に基づき所轄保健所より営業許可証を取得し、食品衛生責任者を配置しております。また、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底するとともに、定期的に店舗監査や外部検査機関による検査と改善を行っております。今後も法改正等に対応しながら、更に衛生管理体制を強化してまいります。

④コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社では、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるため、また、今後も企業の継続的な成長を実現していくために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。今後においても、管理部門の拡充、内部監査体制の充実及び監査役、監査法人との連携等を通して、更なる内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年７月31日現在）

当社は直営店型ハウスウエディング事業の経営を主な事業としております。

(6) 主要な営業所（平成30年７月31日現在）

本社　　愛知県名古屋市西区名駅二丁目34番１号

営業所　ルージュ：ブラン（愛知県一宮市）
オランジュ：ベール（愛知県日進市）
ブルー：ブラン（愛知県岡崎市）
ブルーレマン名古屋（愛知県名古屋市）
ブラン：ベージュ（愛知県安城市）
マンダリンポルト（愛知県常滑市）
ヴェールノアール（岐阜県羽島市）
ルージュアルダン（愛知県豊橋市）
アージェントパルム（愛知県豊田市）
ミエルクローチェ（三重県鈴鹿市）
ヴェルミヨンバーグ（愛知県名古屋市）
マンダリンアリュール（静岡県浜松市）
ラピスアジュール（静岡県静岡市）
クルヴェット名古屋（愛知県名古屋市）
ミエルシトロン（三重県四日市市）
ミエルココン（三重県津市）
ブランリール大阪（大阪府大阪市）
ラピスコライユ（静岡県静岡市）
オリゾンブルー（静岡県沼津市）

(7) 使用人の状況（平成30年７月31日現在）

従業員数	前期末比増減
396　名	54　名（増）

（注）　1. 従業員数には、臨時雇用者は含まれておりません。
2. 従業員数の増加の理由は、主として業容拡大に伴う新規採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年７月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,205,159千円
株式会社十六銀行	818,783千円
株式会社三井住友銀行	678,033千円
株式会社静岡銀行	584,770千円
株式会社りそな銀行	221,392千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（平成30年７月31日現在）

(1) **発行可能株式総数**　18,400,000株

(2) **発行済株式の総数**　5,709,300株

(3) **株主数**　7,300名

(4) **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
河合達明	2,770,000株	48.51%
河合智行	302,000	5.28
吉岡裕之	211,000	3.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	207,500	3.63
ブラス社員持株会	95,200	1.66
BBH LUX/DAIWA SBI LUX FUNDS SICAV - DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE	76,000	1.33
大脇久嗣	40,000	0.70
牧秀光	40,000	0.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	33,800	0.59
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	32,652	0.57

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年７月31日現在）

地　位	氏　名	担　当
代表取締役社長	河合達明	
専務取締役	河合智行	管理本部長
取締役	鷲野　真	ウエディング事業本部長
取締役	酒井康成	
取締役	山田元彦	
取締役	山田美典	
常勤監査役	能野基道	
監査役	岩村豊正	
監査役	大井直樹	

（注）１．当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するにあたっての独立性に関する基準及び方針を定めております。選任にあたっては、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係を総合的に勘案し、社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できていることを個別に判断しております。なお、役員指名の決定プロセスは、メンバーの過半数を独立役員（社外取締役、社外監査役）で構成する指名諮問委員会において審議し、客観的かつ公正性の確保に努めております。

２．専務取締役河合智行氏は、当社代表取締役社長河合達明氏の弟であります。

３．取締役山田元彦氏及び山田美典氏は、社外取締役であります。

４．監査役能野基道氏、岩村豊正氏及び大井直樹氏は、社外監査役であります。

５．取締役酒井康成氏及び山田美典氏、監査役岩村豊正氏及び大井直樹氏の４氏は、以下のとおり、財務、会計及び法務に関する相当程度の知見を有しております。

・取締役酒井康成氏は公認会計士の資格を有しております。
・取締役山田美典氏は公認会計士の資格を有しております。
・監査役岩村豊正氏は公認会計士の資格を有しております。
・監査役大井直樹氏は弁護士の資格を有しております。

６．当社は、社外取締役山田元彦氏及び山田美典氏、社外監査役能野基道氏、岩村豊正氏及び大井直樹氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役酒井康成氏、社外取締役山田元彦氏、社外取締役山田美典氏、社外監査役能野基道氏、社外監査役岩村豊正氏及び社外監査役大井直樹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

区分	員数	報酬等の額
取締役（うち社外取締役）	6名（2名）	141百万円（6百万円）
監査役（うち社外監査役）	3名（3名）	12百万円（12百万円）
合計（うち社外役員）	9名（5名）	153百万円（18百万円）

（注）平成16年９月20日開催の第１回定時株主総会において取締役の報酬限度額を年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）、監査役の報酬限度額を年額50百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役山田元彦氏は、有限会社ウエディングマルシェの代表取締役を兼職しております。なお、当社と同社との間に特別の利害関係はありません。

・社外取締役山田美典氏は、公認会計士山田美典事務所所長及び税理士山田美典事務所所長を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特別の利害関係はありません。

・社外監査役岩村豊正氏は、岩村公認会計士事務所代表及び監査法人アンビシャス代表社員を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特別の利害関係はありません。

・社外監査役大井直樹氏は、若山・大井総合法律事務所の共同代表を兼職しております。なお、若山弁護士は当社の顧問弁護士であり、当社と同事務所との間に特別の利害関係はありません。

② 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役山田美典氏は、株式会社東海理化社外監査役、共和レザー株式会社社外監査役及びトリニティ工業株式会社社外監査役を兼職しております。なお、当社と各社との間に特別の利害関係はありません。

・監査役岩村豊正氏は、キャブ株式会社社外監査役、株式会社ブロンコビリー社外監査役、株式会社キャブホールディングス社外監査役、ジャパンベストレスキューシステム株式会社社外取締役、株式会社Ｊサプライ社外監査役及び株式会社ＵＲＳ社外監査役を兼職しております。なお、当社と各社との間に特別の利害関係はありません。

③　取締役会及び監査役会への出席状況

区分	氏名	取締役会（14回開催）		監査役会（15回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	山田元彦	14回	100％	―	―
取締役	山田美典	14回	100％	―	―
監査役	能野基道	14回	100％	15回	100％
監査役	岩村豊正	14回	100％	15回	100％
監査役	大井直樹	14回	100％	15回	100％

④　取締役会及び監査役会における発言状況

・取締役山田元彦氏は、ブライダル業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営やコーポレート・ガバナンスの強化に関し、適切な助言・提言をされております。

・取締役山田美典氏は、公認会計士としての専門的な知識と長年の企業監査において培われた幅広い見識を有しており、経理・財務的見地から、適切な助言・提言をされております。

・監査役能野基道氏は、平成25年６月までトピー工業株式会社の監査役を務め、上場企業における豊富な業務経験と見識を有していることから、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための適切な助言・提言をされております。

・監査役岩村豊正氏は、公認会計士であり、会計税務に関する専門的な知識を有していることから、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための適切な助言・提言をされております。

・監査役大井直樹氏は、弁護士であり、法律に関する豊富な業務経験と高度かつ専門的な知識を有していることから、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための適切な助言・提言をされております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称　有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴ 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会での決議内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、取締役への周知・徹底を行っております。
・「コンプライアンス管理規程」を制定し、当社の役員及び使用人へ継続的な教育・研修を実施し、コンプライアンス遵守の意識の醸成を行っております。
・「内部通報窓口に関する規程」を制定し、問題の早期発見に努めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・「文書管理規程」を制定し、取締役会議事録、稟議書、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・管理しております。
・取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できるものとしております。
・各種法令及び証券取引所の適時開示規則に基づき、会社情報を適時適切に開示することとしております。
・個人情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、個人情報を適切に取り扱うため、「個人情報取扱規程」及び「特定個人情報取扱規程」を明示し、周知徹底を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・「リスク管理規程」を制定し、事業に伴う様々なリスクの把握及び管理に努めております。
・リスク管理委員会において、当社の事業遂行に伴うリスクの見直しや発見及び対抗手段の検討等を行うほか、各部門責任者は、所管部門におけるリスク管理の遂行及び管理を行っております。
・緊急事態発生の際には、緊急対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策の検討・実施等を行い、事態の早期解決に努めております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は、定款及び「取締役会規程」に基づいて運営し、毎月１回の定時開催に加え、必要に応じて臨時に開催しております。
・「職務権限規程」「業務分掌規程」「稟議規程」を制定し、効率的に職務の遂行を行っております。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、取締役会での協議の上、人数及び権限等を決定し、任命することとしております。
・当該使用人の人事評価・異動については、監査役の同意を得るものとしております。

⑥　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用人は、法定事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他法令に違反する事項を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとしております。
・監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、必要事項の報告を求めることができるものとしております。

⑦　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社の監査役への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を規程に明記し、当社の役員及び使用人に周知徹底しております。

⑧　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・職務執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合は、当該請求に係る費用又は債務を適切に処理することを規程に明記しております。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、意思の疎通を図っております。
・監査役は、内部監査室及び監査法人と定期的に情報交換を行い、意思の疎通を図っております。
・監査役は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができるものとしております。

⑩　反社会的勢力への対応

・「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、総務部を対応統括部署として、反社会的勢力の排除を推進しております。
・平素から外部専門機関と密接な関係を構築しており、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対応する体制を整備しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役会規程をはじめとする社内規程を制定し、取締役及び使用人が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度における取締役会では、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・株主総会や取締役会、経営会議等の議事録及び稟議書、会計帳簿、契約書等の重要文書については、法令及び社内規程に基づき、主管部署において適切に保存・管理されております。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・「リスク管理規程」に基づき、平時は各部署においてリスクの発生を未然に防止する施策を講じるとともに、経営に重大な影響を及ぼすリスクに対してはリスク管理委員会が的確に対処する体制を敷いております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会の開催に際して、取締役及び社外監査役が議案内容を十分理解できるように、議案資料を事前通知しております。また取締役会を毎月１回の定時開催に加えて、必要に応じて臨時に開催しており、案件の重要度に応じた迅速かつ効率的な業務執行を図っております。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

・該当事項はありません。

⑥　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などについて、社内規程に従って書面もしくはＢＲＡＳＳＬＩＮＥを介して監査役に報告をしております。

⑦　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・監査役へ前号の報告があった場合は、報告をした者に対して不利益にならないよう守秘義務を遵守しながら、調査・是正等を行っております。

⑧　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行っております。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・使用人は、監査役による監査業務に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供しております。また、社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行いました。

⑩　反社会的勢力への対応

・契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

７．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営目標の一つとして認識しており、財政状態・経営成績・事業計画等を勘案した上で、配当性向を当期純利益の概ね10％を目標として、株主の皆様への利益還元を実施していくことを基本方針としております。

平成30年７月期の１株当たりの期末配当金は普通配当12円00銭となる予定であります。

― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―

（注）本事業報告中の記載金額につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（平成30年７月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**1,225,127**	**流動負債**	**2,604,738**
現金及び預金	989,586	買掛金	308,885
売掛金	34,265	短期借入金	250,000
商品	47,511	1年内償還予定の社債	2,500
貯蔵品	51,715	1年内返済予定の長期借入金	902,942
前払費用	74,667	未払金	499,991
繰延税金資産	27,519	未払費用	68,196
その他	5,973	未払法人税等	174,062
貸倒引当金	△6,111	未払消費税等	115,732
固定資産	**8,072,023**	前受金	252,602
有形固定資産	**7,130,116**	その他	29,824
建物	5,576,580	**固定負債**	**3,369,698**
構築物	373,054	長期借入金	2,836,736
機械及び装置	375	退職給付引当金	59,980
車両運搬具	5,437	資産除去債務	292,982
工具、器具及び備品	242,031	その他	180,000
土地	401,608	**負債合計**	**5,974,437**
建設仮勘定	531,027	（純資産の部）	
無形固定資産	**87,511**	**株主資本**	**3,322,714**
のれん	42,642	**資本金**	**534,556**
ソフトウェア	37,504	**資本剰余金**	**575,261**
その他	7,363	資本準備金	514,556
投資その他の資産	**854,395**	その他資本剰余金	60,705
出資金	30	自己株式処分差益	60,705
差入保証金	402,074	**利益剰余金**	**2,212,897**
長期前払費用	4,996	その他利益剰余金	2,212,897
繰延税金資産	445,527	繰越利益剰余金	2,212,897
その他	1,767	**純資産合計**	**3,322,714**
資産合計	**9,297,151**	**負債純資産合計**	**9,297,151**

損　益　計　算　書

（平成29年８月１日から
平成30年７月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		9,711,990
売上原価		3,635,801
売上総利益		6,076,189
販売費及び一般管理費		5,385,008
営業利益		691,180
営業外収益		40,162
受取利息	13	
受取賃貸料	30,525	
その他	9,623	
営業外費用		22,006
支払利息	21,175	
その他	831	
経常利益		709,336
特別損失		304,788
固定資産除却損	12,679	
減損損失	292,109	
税引前当期純利益		404,547
法人税、住民税及び事業税	311,275	
法人税等調整額	△133,408	177,866
当期純利益		226,681

株主資本等変動計算書

（平成29年８月１日から
平成30年７月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			自己株式処分差益		繰越利益剰余金			
当期首残高	534,556	514,556	60,705	575,261	2,043,309	2,043,309	3,153,126	3,153,126
当期変動額								
剰余金の配当					△57,093	△57,093	△57,093	△57,093
当期純利益					226,681	226,681	226,681	226,681
当期変動額合計	－	－	－	－	169,588	169,588	169,588	169,588
当期末残高	534,556	514,556	60,705	575,261	2,212,897	2,212,897	3,322,714	3,322,714

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法を採用しております。

耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、事業用定期借地権が設定されている借地上の建物については、当該契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（５年）に基づいております。また、のれんについては５年間で均等償却しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

③　ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避するために金利スワップ取引を利用しております。

④　ヘッジ有効性の評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　3,841,687千円

(2) 担保資産及び担保付債務

①　担保に供している資産は、次のとおりであります。

現金及び預金	10,106千円
建物	894,815
土地	342,748
計	1,247,669

②　担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金	250,000千円
1年内償還予定の社債	2,500
1年内返済予定の長期借入金	501,928
長期借入金	1,950,047
計	2,704,475

３．損益計算書に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
愛知県（2店舗）	店舗設備	建物他

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングをし、減損損失の認識を行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、また、継続してマイナスとなる見込みである店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（292,109千円）として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、建物241,511千円、構築物28,423千円、工具、器具及び備品21,909千円及びその他（無形固定資産）265千円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、対象資産は売却見込みがないため、正味売却価額はゼロとしております。

４．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	5,709,300	―	―	5,709,300

(2) 自己株式の種類及び総数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年10月30日定時株主総会	普通株式	57,093	10	平成29年７月31日	平成29年10月31日

（注）平成29年10月30日開催の定時株主総会決議による１株当たり配当額は、普通配当７円50銭と東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部への市場変更記念配当２円50銭の合計10円00銭であります。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成30年10月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
68,511	12	平成30年７月31日	平成30年10月31日

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

主に店舗事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、主に出店や社宅に関わる賃貸借契約等に基づくものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。借入金、社債は主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日等は決算日後、最長で９年７ヶ月後であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「１.重要な会計方針に係る事項に関する注記（４）ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ）信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、社内規程に従い、管理部が顧客ごとに期日及び残高を管理することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ）市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っており

ます。月次の取引については、取締役会で報告しております。

ハ）資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、管理部が適時に資金繰計画表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年７月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
① 現金及び預金	989,586	989,586	－
② 売掛金	34,265	34,265	－
③ 差入保証金	264,927	251,092	△13,834
資産計	1,288,779	1,274,944	△13,834
① 買掛金	308,885	308,885	－
② 短期借入金	250,000	250,000	－
③ 1年内償還予定の社債	2,500	2,500	－
④ 1年内返済予定の長期借入金	902,942	902,942	－
⑤ 長期借入金	2,836,736	2,839,892	3,156
負債計	4,301,063	4,304,220	3,156

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資　産

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③差入保証金

時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等、適正な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

①買掛金、②短期借入金、③１年内償還予定の社債、④１年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤長期借入金

時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	当事業年度 （平成30年７月31日）
出資金	30
差入保証金	137,147

出資金については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含めておりません。

差入保証金の一部については、市場価格がなく、実質的な預託期間を算定することが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため「③差入保証金」には含めておりません。

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	11,798千円
未払賞与	9,392
減価償却超過額	256,653
減損損失	127,299
退職給付引当金	18,353
資産除去債務	89,652
その他	16,168
繰延税金資産合計	529,320
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	56,272
繰延税金負債合計	56,272
繰延税金資産の純額	473,047

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	581円98銭
(2) １株当たり当期純利益	39円70銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年９月13日

株式会社ブラス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岡　野　英　生　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　楠　元　　宏　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ブラスの平成29年８月１日から平成30年７月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年８月１日から平成30年７月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年９月13日

株式会社ブラス　監査役会

常勤監査役（社外監査役）能野　基道　㊞
社外監査役　岩村　豊正　㊞
社外監査役　大井　直樹　㊞

以　上

株主総会参考書類

議 案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営目標の一つとして認識しており、財政状態・経営成績・事業計画等を勘案した上で、株主の皆様への利益還元を実施していくことを基本方針としております。今後の事業展開等を勘案して、第15期期末配当を以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円00銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は68,511,600円となります。

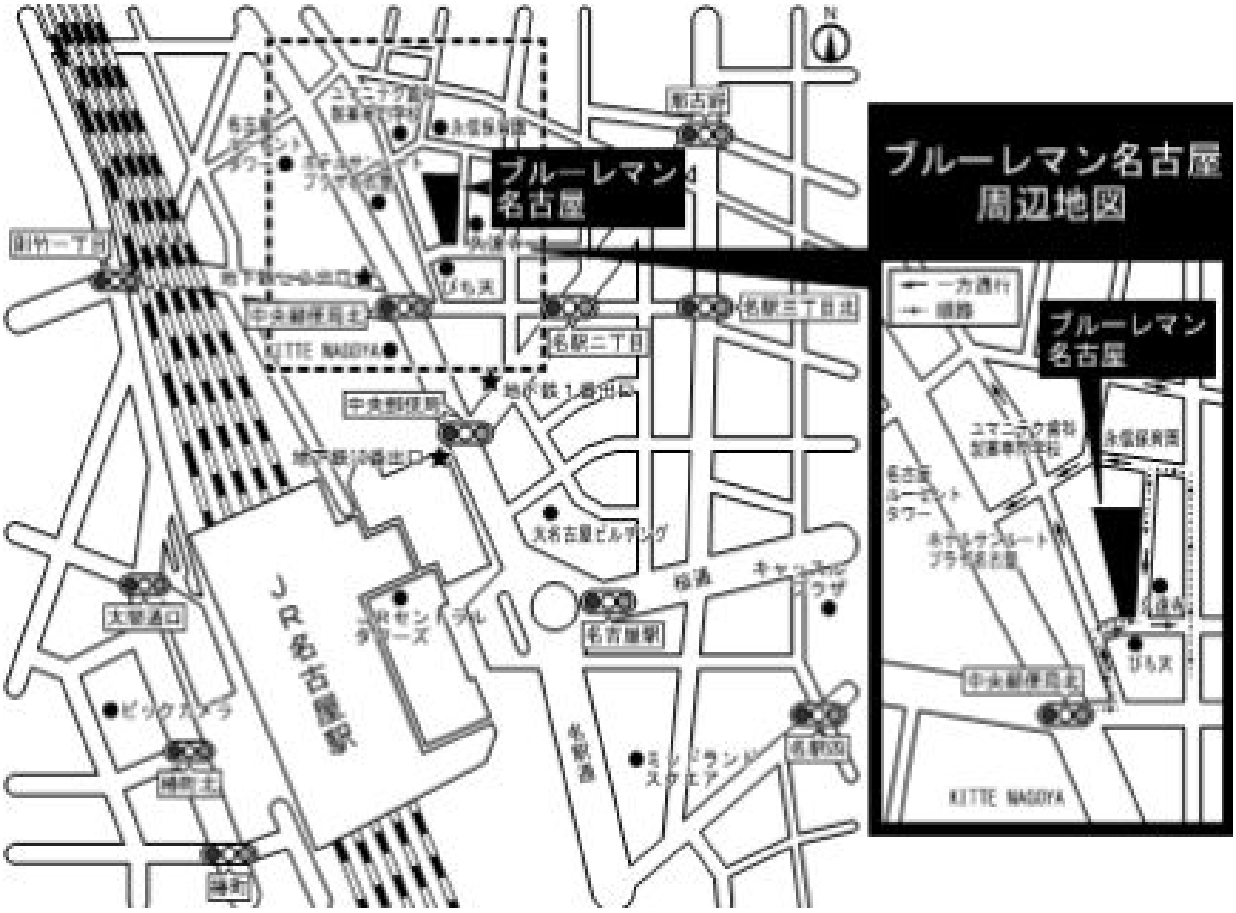
③剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年10月31日といたしたいと存じます。

以上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図



BRASS | SMILE AND TEARS

ブルーレマン名古屋
〒450-0002　名古屋市中村区名駅二丁目37番７号

※駐車場のご用意はございませんので、
お車でのご来場はご遠慮くださいますよう
お願い申しあげます。